

令和8年度 第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和8年度 第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務

2 概要及び目的

本市においては、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする佐久市健康長寿産業振興ビジョンに基づき、「佐久市の強みを生かした産業の創出と育成」を基本方針に掲げ、産業振興に資する各種施策を展開してきた。

また、令和7年5月には、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「佐久市企業立地戦略」を策定し、ものづくり産業を中心とした企業立地分野における施策の方向性を示した。

一方で、原材料費や仕入れ価格の高騰、最低賃金の引き上げなどの人件費の上昇、物価高騰に伴う消費意欲の落ち込みなど、市内事業者、とりわけ中小事業者を取り巻く経営環境は、大変厳しい状況が続いている。加えて、先行きが不透明な中東情勢に起因するエネルギー危機の影響も、予断を許さない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、市内産業の現状や将来展望等を的確に把握・分析し、諸課題に対処しつつ、市内経済をけん引する産業の育成・振興を適切かつ効果的に推進するため、令和9年度を初年度とする「第三次佐久市産業振興ビジョン（計画期間：令和9年度から令和18年度）」を策定するものである。

この要領は、第三次佐久市産業振興ビジョン策定に当たり、計画策定に必要な調査・分析及び専門的視点・第三者視点に基づく助言・提案等の策定支援に関する業務について、その委託契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 予定業務期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務企画提案者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

6 委託料限度額

5,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 受託者が本業務を遂行するに当たり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、本実施要領の公告日から受託候補者決定日までにおいて、(1)～(5)の全ての要件を満たす者とする。

なお、共同企業体に参加申込をする場合、追加要件として(6)を満たすこと。

(1) 佐久市の「物品購入等入札(見積)参加登録者名簿(以下「名簿」という。)の「その他の業務2(企画・計画等業務)」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録がない者が参加する場合は、申請書類(「11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類」を参照)を佐久市商工振興課(以下「事務局」という。)に提出し、審査委員会の審査の結果、佐久市の名簿に登録されている者と同等の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。

(2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱(平成24年佐久市告示第109号)による入札参加等停止を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令167条の11第1項において準用する場合を含む。)又は佐久市財務規則(平成17年佐久市規則第39号)第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 公告日から遡って過去10年間において、国又は地方公共団体等の公的機関が発注した業務について、元請として同種類業務を受託した実績を有している者であること。

なお、共同企業体で参加する場合、共同企業体を構成する事業者のいずれかが、当該要件を満たす事業者であること。

(6) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を全て満たしていること。

ア 共同企業体の構成事業者が上記(1)から(5)の全ての要件を満たし、かつ構成事業者の数が3者以下であること。

イ 構成事業者の出資比率は、代表事業者を最大とし、1構成事業者あたり10%以上となっていること。

ウ 共同企業体の代表事業者が申込み者であること。

エ 本業務において、共同企業体の構成事業者が、他の共同企業体又は単独事業者として重複していないこと。

8 選考日程

内容	期間等	
質問の受付 (電子メール)	提出期限	令和8年5月18日(月) 17時15分必着
質問の回答 (ホームページ)	回答予定日	令和8年5月20日(水)
参加表明書、企画提案書等の提出 (持参又は郵送)	提出期限	令和8年5月29日(金) 17時15分必着
一次審査 (書類審査)	実施日	令和8年6月3日(水)
	結果通知予定日	令和8年6月4日(木)
二次審査 (プレゼンテーション審査)	実施日	令和8年6月10日(水)
	結果通知予定日	令和8年6月11日(木)

9 質疑・回答

- (1) 提出期限 令和8年5月18日(月) 17時15分必着
- (2) 提出書類 質問書(様式1)
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信(必着)
 - ア 送信時件名は、「佐久市産業振興ビジョンプロポーザル質問(事業者名)」とすること。
 - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 - ウ 質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び令和8年度第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、電子メールの送信以外の方法による質問は受け付けない。
 - エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4) 回答方法 令和8年5月20日(水)(予定)までに佐久市ホームページに掲載する。
- (5) その他
 - ア 質問内容は、特定の事業者であると判明できるような表現を避けること。
 - イ 質問に対する回答内容をもって、本実施要領及び「【別紙1】企画提案書等作成要領」を追加又は修正したものとみなす。

10 参加表明及び企画提案

- (1) 提出期限 令和8年5月29日(金) 17時15分必着
- (2) 提出書類(正本1部、副本1部、企画提案に関するウからケの正本並びに副本それぞれの電子データを収めた電子媒体(CD-R又はDVD-R))
 - ア 参加表明書兼誓約書(様式2)
 - イ 企画提案書等提出届(様式4)

- ウ 企画提案書（任意様式）
- エ 会社概要書（様式5）
- オ 本要領7（5）に定める実績が確認できる書類（契約書の写し（発注者、業務名、業務概要、履行期間及び契約金額が分かる部分のみで可。）並びに成果品（発注者が成果品をホームページ等で公表している場合は、そのアドレスで可。）
- カ 業務執行体制（様式6）
- キ 業務工程表（任意様式）
- ク 参考見積書（様式7）
- ケ 参考見積書内訳書（任意様式）

(3) 提出方法 事務局への持参又は郵送（必着）

持参の場合は、土日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

(4) その他

ア 提出に当たっての基本事項、作成内容及び作成上の留意点については、「【別紙1】企画提案書等作成要領」を参照すること。

イ 各提出書類は、いずれもA4サイズ縦置きとし、A3サイズの書類がある場合は折り畳んでA4サイズにすること。ただし、(2)ウの企画提案書については、別途A4サイズ横置きのプレゼンテーション用概要版書類を作成し、企画提案書と併せて提出することができる。

ウ 正本には、案件名：第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務公募型プロポーザル方式 企画提案書 及び 参加者名を記載すること。

エ 副本は、参加者名及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消すことができない場合は、該当箇所に黒塗り等して対応すること。

オ 提出は、1者につき1提案に限る。

11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市の名簿に登録がない者は、以下の書類を令和8年5月29日（金）17時15分までに事務局へ1部提出すること。

提出方法は、事務局への持参又は郵送（提出期限必着）とする。持参の場合は、土日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

証明書、登記簿謄本等は、3か月以内に発行されたものとする（写し可）。

- (1) 物品購入等入札（見積）参加願【追加申請様式1】
- (2) 誓約書【追加申請様式2】
- (3) 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】
- (4) 佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）【追加申請様式4】
- (7) 印鑑証明書

- (8) 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）
- (9) 申請の直前1年間の事業年度の決算書（損益計算書・貸借対照表）
- (10) 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式5】
- (11) 業務実績書（直前2年間の主な実績）【追加申請様式6】

12 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月1日（月）17時15分必着
- (2) 提出書類 辞退届（様式3）
- (3) 提出方法 事務局への持参又は郵送（必着）

13 審査

(1) 一次審査（書類審査）

「【別紙2】評価基準書」に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、上位3者を選定するものとし、参加者数が3者以下だった場合については、一次審査は二次審査と同日に実施する。なお、本要領7に定める参加資格要件を満たしていない者は、審査の対象としないものとする。

ア 実施日 令和8年6月3日（水）

イ 選考方法 審査委員が「【別紙2】評価基準書」に基づき、一次審査に点数付けをすることにより決定する。参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者から順位を付け、上位3者を一次審査合格者とする。同順位があり、3者を上回る場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。参加者順位2位も同数の場合は、同様に3位の数とし、以下も同様とする。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

ウ 結果通知日 令和8年6月4日（木）（予定）

エ 通知方法等 全参加者へ審査結果通知を送付するほか、一次審査合格者のみ二次審査参加依頼書を送付する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日 令和8年6月10日（水）

イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。

ウ 実施時間 1者につき40分（準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分、撤収5分）

エ 出席者 1者につき5名までとし、本業務の責任者となる者は、必ず出席すること。

オ 選考方法

(ア) 実施順は、企画提案書の受付順とする。

(イ) 審査委員が「【別紙2】評価基準書」に基づき、二次審査に点数付けを

することにより決定する。二次審査の参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、それらの者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位2位も同数の場合は、参考見積金額の低い者を受託候補者とし、さらに参考見積金額も同額の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者とする。

ただし、審査においては、「【別紙2】評価基準書」における配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。

(ウ) 選考結果は、全ての参加者に通知する。

(エ) 参加者が1者になった場合であっても、評価を行う。

(オ) 参加者は、審査結果についての一切の異議を申し立てることはできない。

カ 結果通知日 令和8年6月11日（木）（予定）

キ 通知方法等 二次審査に参加した全参加者へ審査結果通知を送付するほか、後日佐久市ホームページで公表する。

ク 留意事項

(ア) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

(イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、モニターによる説明を行うことは許可する。なお、当日使用するマイク、モニターは、市が用意する。

(ウ) プレゼンテーションにおいて、本要領7（5）に定める受託実績書類の中から成果に係る説明を行うことは可とする。

(エ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため、自己紹介は行わないこと。また、モニターに参加者名及びそれを推測できるものが映らないようにすること。（イ）においても同様とする。

14 契約の締結等

(1) 予定価格は、本プロポーザル提案時に受託候補者から提出された見積書を参考に定める。

(2) 受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。

(3) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

15 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合

- (2) 本実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備又は錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったことを審査委員会が認めた場合

16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された後の書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は、提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。

17 事務局

〒385-8501

長野県佐久市中込3056番地

佐久市 経済部 商工振興課 工業振興・産業立地推進係 係長：渡邊 担当：重田

TEL：0267-62-2111（内線363）

FAX：0267-62-2269

メールアドレス：syoko@city.saku.nagano.jp

【別紙1】令和8年度 第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務 公募型プロポーザル 企画提案書等作成要領

1 基本事項

本プロポーザルは、令和8年度 第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではないので十分注意すること。

なお、企画提案書等の作成に当たっては、仕様書を踏まえた内容とすること。

2 作成内容

(1) 企画提案書

次のうちア～エについては、必ず記載すること。

ア 佐久市産業の現状認識に関する事項（佐久市産業の現状と課題等の認識について記述すること。）

イ 業務実施に向けた基本的な考え方（どのような視点・角度で作業に携わるか、また、第三次佐久市総合計画や佐久市企業立地戦略等との整合性をどのように図るかなど、業務方針を記述すること。）

ウ 業務実施体制

エ 企画提案書の内容

仕様書「仕様書「10 業務内容」(1)～(9)の業務についての提案を簡潔に分かりやすく記述すること。

オ その他、独自提案やアピールしたい点などがある場合は、簡潔に分かりやすく記述すること。

(2) 業務工程表

業務工程と役割分担が具体的に分かるように提案すること。

(3) 参考見積書内訳書

次の3点が分かるように記載すること。

ア 仕様書の業務内容に基づく具体的な積算内訳

イ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とし、委託料上限額以内の金額とすること。

ウ 仕様書の業務内容に応じて、一部再委託予定のものがある場合は、その旨を記載すること。

3 企画提案書の作成上の留意点

(1) 両面印刷でまとめ、各ページの下部余白にページ番号を付し、左端ホチキス留めにて提出すること。

(2) 文字の大きさは、11ポイント以上とすること。ただし、図表等においては、この限りではない。

(3) 文書を補完するための写真、イラストの使用は、任意とする。

以上

**【別紙 2】 令和 8 年度 第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務
公募型プロポーザル評価基準書**

	評価項目	評価の視点	配点	
一次審査	業務実績	・産業振興ビジョン策定業務に当たり、過去 10 年間に於いて十分な実績があるか。	10	
	地元企業等の状況	・佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針に示す地元企業（市内又は準市内業者）であるか、又は地元企業と共同事業体を構成しているか。	5	
	業務執行体制	・市との連絡調整が速やかに行える体制が整っているか。また、業務の実施体制及び人員配置が具体的に示されており、その役割分担は明確か。	5	
	業務工程	・業務の実施時期が明確であり、実施可能なものであるか。	5	
	業務提案全般	・仕様書を踏まえた提案であり、業務の目的、条件及び内容を十分に理解した提案となっているか。	5	
	見積金額	・見積金額は、提案内容を勘案して妥当か。	10	
	小 計			40
二次審査	地域特性	現状把握・現状反映 ・国内外の経済情勢及び佐久市産業の現状や課題等を的確に把握・反映して提案されているか。	10	
	分析力 企画力 具体性 実効性	収集分析	・基礎資料の収集・分析に向けた考え方や手法について、優れた提案がされているか、また、収集・分析方法が具体的に提案されているか。	5
		計画検証	・佐久市健康長寿産業振興ビジョン（令和 4 年 3 月改訂版）の検証により、課題を明確にするための有効な考え方や具体的な手法について、優れた提案がなされているか。	10
		意向調査	・市内事業者アンケート等について、事業者の認識等を的確に把握するための考え方や具体的な手法に係る優れた提案がなされているか。	10
		運営支援	・審議会等の運営支援の方法について、具体的に提案されているか。	5
		作成支援	・産業振興ビジョンの策定支援に向けた考え方や手法について、優れた提案がされているか、また、支援方法について具体的に提案されているか。	10
		計画連携	・第三次佐久市総合計画や佐久市企業立地戦略、その他の計画をどのように踏まえるのかについて、優れた提案がなされているか。	5
		プレゼンテーション	・説明は、分かりやすく、説得力があるか。 ・質疑への応答は、明快で適切か。	5
小 計			60	

※各審査における配点の合計値の 6 割（60 点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない提案者は、選定の対象としない